

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 7 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ホームセンタームサシ新潟西店
所在地 新潟市西区小新 5 丁目 18 番 30 号
設置者 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置

（変更前）

位 置 駐輪場 No.（配置図上の No.）	収容台数			合計	備考
	自転車	原付	自動二輪		
駐輪場 1（建物 1 東側）	35 台	3 台	2 台	40 台	－
合 計	35 台	3 台	2 台	40 台	

（変更後）

位 置 駐輪場 No.（配置図上の No.）	収容台数			合計	備考
	自転車	原付	自動二輪		
駐輪場 1（建物 1 東側）	35 台	3 台	2 台	40 台	－
合 計	35 台	3 台	2 台	40 台	

※収容台数は届出事項ではないが参考として記載した。

②荷さばき施設の位置

(変更前)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばき施設の面積
荷さばき施設 1 (建物 1 西側)	94.5 m ²
合計	94.5 m ²

(変更後)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばき施設の面積
荷さばき施設 1 (建物 1 西側)	94.5 m ²
荷さばき施設 2 (建物 1 東側)	48.0 m ²
荷さばき施設 3 (建物 1 東側)	48.0 m ²
合計	190.5 m ²

※荷さばき施設の面積は届出事項ではないが参考として記載した。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分
荷さばき施設 2	午前 6 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分
荷さばき施設 3	午前 6 時 0 0 分～午前 8 時 0 0 分

3 変更する年月日

上記 2 の (1) の変更 令和 9 年 3 月 24 日

(ただし、軽微変更が適用された場合にはその日以降)

上記 2 の (2) の変更 令和 8 年 7 月 24 日

4 変更する理由

テナントの一部変更により、施設の配置に変更が伴うため。

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 23 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区農政商工課

7 縦覧期間

令和8年8月7日から令和8年12月7日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp